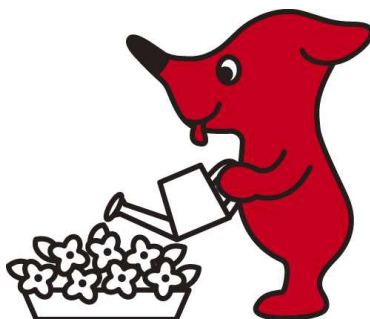


CHIBA

第10次千葉県廃棄物処理計画 (千葉県食品ロス削減推進計画)



千葉県 マスコットキャラクター
チーバくん

令和3年3月

千葉県

第10次千葉県廃棄物処理計画

(千葉県食品ロス削減推進計画)

令和3年3月

千葉県

目 次

1	計画の基本事項	1
1.1	計画策定の背景	1
1.2	策定方針	2
1.3	計画の位置付け及び計画期間	4
1.4	計画の対象とする廃棄物	5
2	社会の動向	6
2.1	国外の動向	6
2.2	国内の動向	7
3	県の廃棄物処理の現状	10
3.1	一般廃棄物	10
3.2	産業廃棄物	24
3.3	計画目標の進捗状況	38
4	県が取り組むべき課題	40
5	基本方針と計画目標	44
5.1	本計画の基本方針	44
5.2	計画目標	45
6	展開する施策	53
6.1	施策体系	53
6.2	展開する施策	54
	3Rの推進	54
-1	リデュース・リユースの推進	54
-2	食品ロスの削減	58
-3	市町村と連携した3Rの推進	64
-4	排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組促進	66
-5	循環資源等の利活用の促進	67
-6	効果的なリサイクルの推進（各種リサイクル法の遵守の指導）	69
-7	環境学習の推進	70

適正処理の推進	71
- 1 排出事業者における適正処理の促進	71
- 2 有害廃棄物の適正処理の推進	72
- 3 再生土の適正利用の推進	73
- 4 環境美化意識の向上と実践活動の推進	73
- 5 海岸漂着物の処理の推進	73
- 6 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施	74
- 7 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応	75
- 8 処理困難物や高齢化社会等への対応	75
適正処理体制の整備	77
- 1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理	77
- 2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化	78
- 3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理	80
- 4 県全体における適正処理体制の整備	80
- 5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望	81
万全な災害廃棄物処理体制の構築	82
- 1 平時からの備えの強化	82
- 2 発災時の迅速な対応	83
7 計画の推進	84
7.1 各主体の役割	84
7.2 進行管理	86
資料編	87
用語解説	153

千葉県食品ロス削減推進計画

策定方針	2
計画の位置付け	4
国内の動向	7
県が取り組むべき課題	40
展開する施策	58

本書中、図や表において、四捨五入により合計値と内訳値の合計が一致しない場合があります。

1 計画の基本事項

1.1 計画策定の背景

千葉県（以下「県」という。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、昭和49年から5次にわたる「産業廃棄物処理計画」を策定してきましたが、平成12年の廃棄物処理法改正により、第6次計画以降は、一般廃棄物を含めた「廃棄物処理計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物対策を推進してきたところです。

令和2年度を目標年度とした第9次廃棄物処理計画（以下「前計画」という。）では、東日本大震災等の大規模災害を教訓として、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理や平時における備え等を進めてきました。同時に、廃棄物処理法や循環型社会形成推進基本法、リサイクルの推進に係る法制度等に対応し、県民、事業者、関係団体等と協働し、積極的な取組を展開してまいりました。

しかしながら、県の廃棄物処理の現状を見ると、廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、家庭系可燃ごみへの資源化可能物の混入や集団回収量の減少などによる再生利用率の伸び悩み、根絶に至らない不法投棄や廃棄物処理施設の老朽化などの課題に引き続き対応していく必要があります。

また、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中で、社会の変化に対応した廃棄物処理体制の確立が求められています。さらに食品ロスの削減や廃プラスチック類の使用削減・再資源化の促進、地球温暖化対策の視点を踏まえた廃棄物エネルギーの利活用や災害廃棄物の処理、新型コロナウイルス感染症の影響などの新たな課題にも対応していく必要があります。

第10次千葉県廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）では、これらの複雑、多様化する課題に対応するため、国際社会全体の目標であるSDGsの視点を踏まえながら、市町村や事業者等との連携のもと、持続可能な循環型社会の構築を目指して、実効性のある施策の展開を図っていきます。さらに、頻発する台風等の自然災害に対し、県民の安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の強化を図ります。

1.2 策定方針

平成 28 年 3 月に策定された前計画では、「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を3つの柱として、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、施策に取り組んできましたが、県の廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化し、前述のとおり、一般廃棄物、産業廃棄物ともに解決しなければならない課題があります。

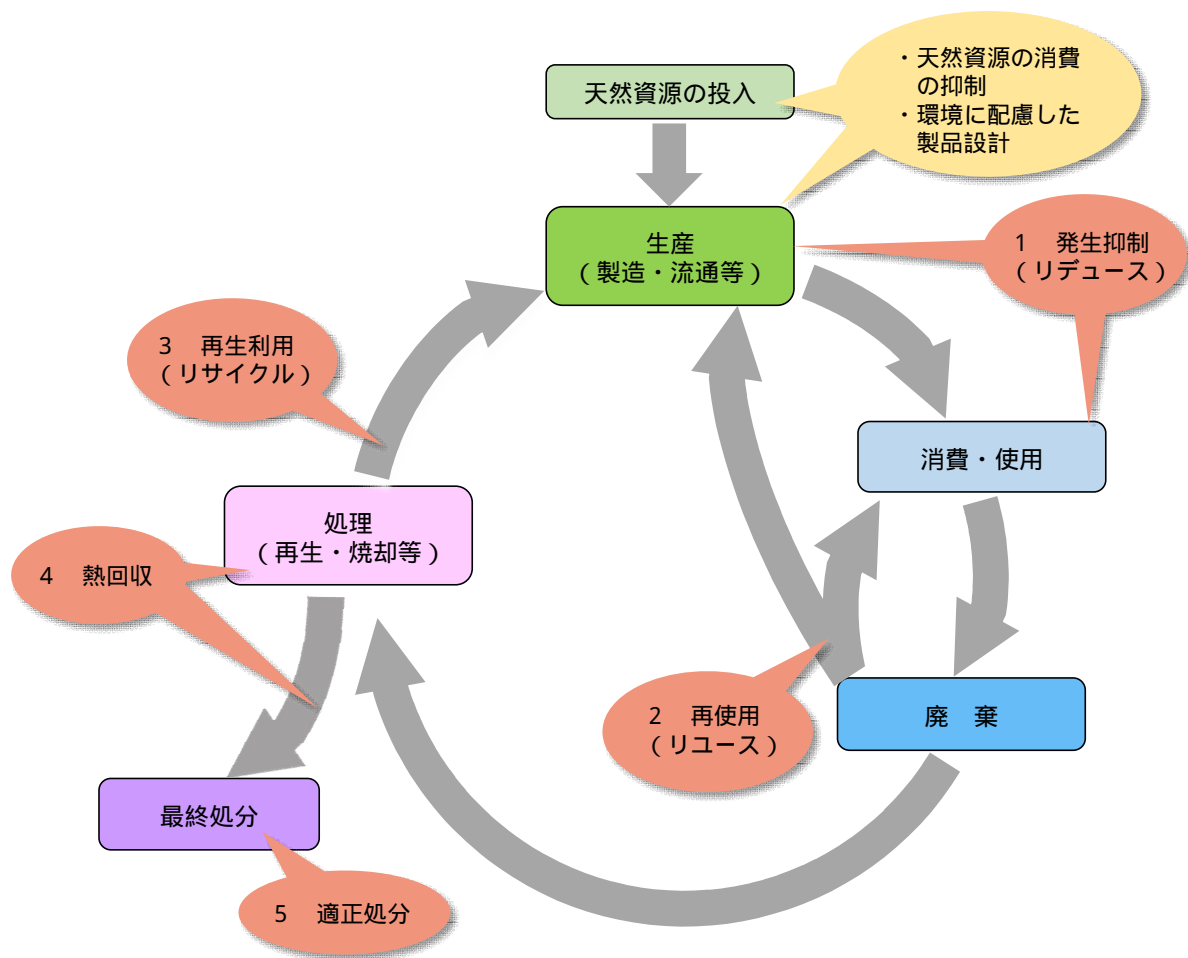
本計画では、廃棄物の減量化や資源化等をさらに進めていくため、県の廃棄物処理の現状と課題及び前計画における施策の進捗状況等を踏まえるとともに、上位計画である千葉県総合計画（平成 29 年 10 月策定）及び第三次千葉県環境基本計画（平成 31 年 3 月策定）を具体化する個別計画として、国が定めた、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月改正）及び第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月策定）等との整合を図りながら、計画を策定することとします。

計画の策定にあたっては、県民・事業者・行政などの各主体による3R、特に環境への負荷を低減する効果の高い2R（リデュース・リユース）の取組を推進し、環境への負荷も配慮しつつ、地域循環共生圏の考え方も含め、最適な再生利用及び熱回収（循環的利用）と適正な処分の確保を目指し、新たな目標値を設定し、施策体系を見直すこととします。

また、本計画を食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付けるとともに、千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画を盛り込むこととします。

県が目指す資源の適正な循環的利用のイメージは、図 1 - 2 - 1 のとおりです。

図 1 - 2 - 1 資源の適正な循環的利用のイメージ



< 3R の推進 >

1: 発生抑制 (Reduce)

天然資源投入量の抑制、環境に配慮した製品設計、廃棄物等の発生を抑制

2: 再使用 (Reuse)

使い終わったものも繰り返し使用

3: 再生利用 (Recycle)

再使用できないものでも、資源としてリサイクル

< 熱回収 >

4: 熱回収

リサイクルできず、かつ、燃やさざるを得ない廃棄物を焼却する際に発電や余熱利用を実施

< 適正処理の推進 >

5: 適正処分

処分する以外の手段がない場合は、適正に埋め立て処分

1 計画の基本事項

1.3 計画の位置付け及び計画期間

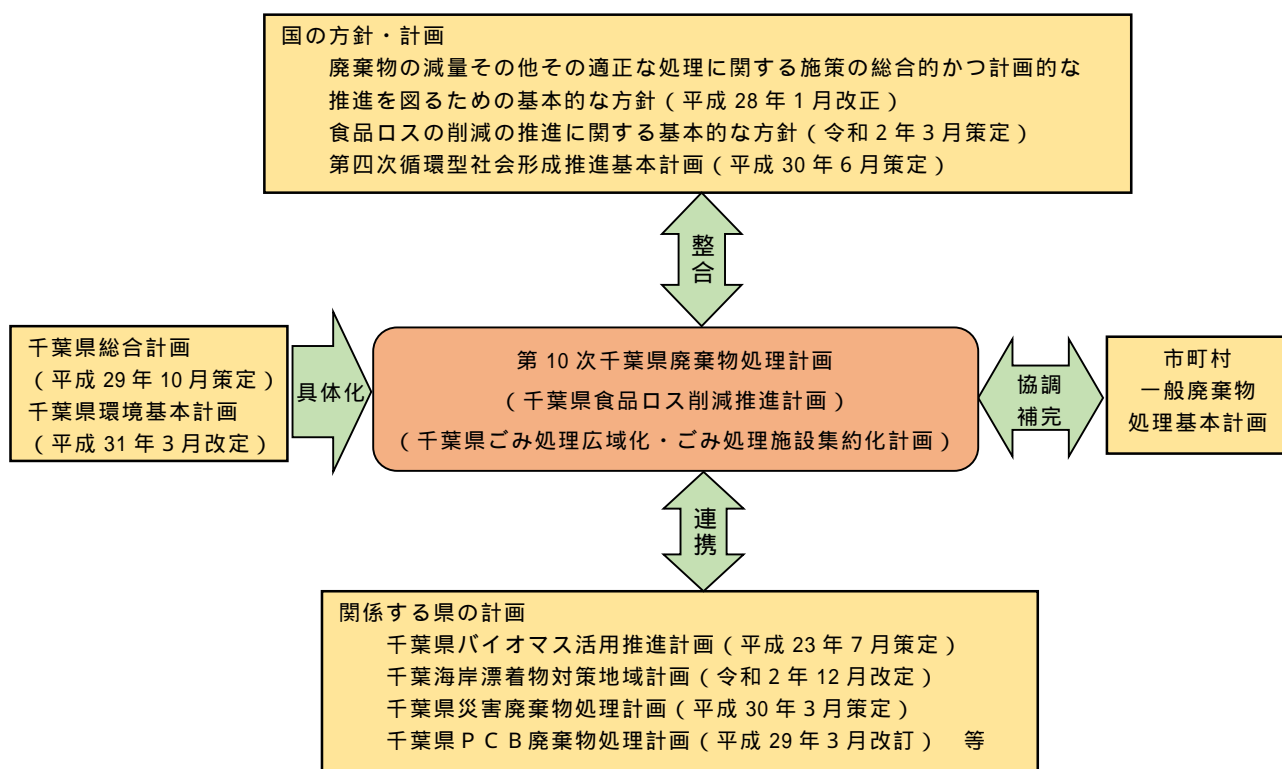
(1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定による法定計画として、県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画を上位計画とした、循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。

併せて、本計画を食品ロスの削減の推進に関する法律第12条で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付けるとともに、平成31年3月29日付け環循適発第1903293号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」で示された「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」を盛り込むこととします。

また、「千葉県バイオマス活用推進計画」、「千葉県PCB廃棄物処理計画」等の関連計画と連携を図るとともに、市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に協調し補完し合うことで、県内の一般廃棄物の減量化や適正処理を進める関係にあります。

図1-3-1 本計画の位置付け



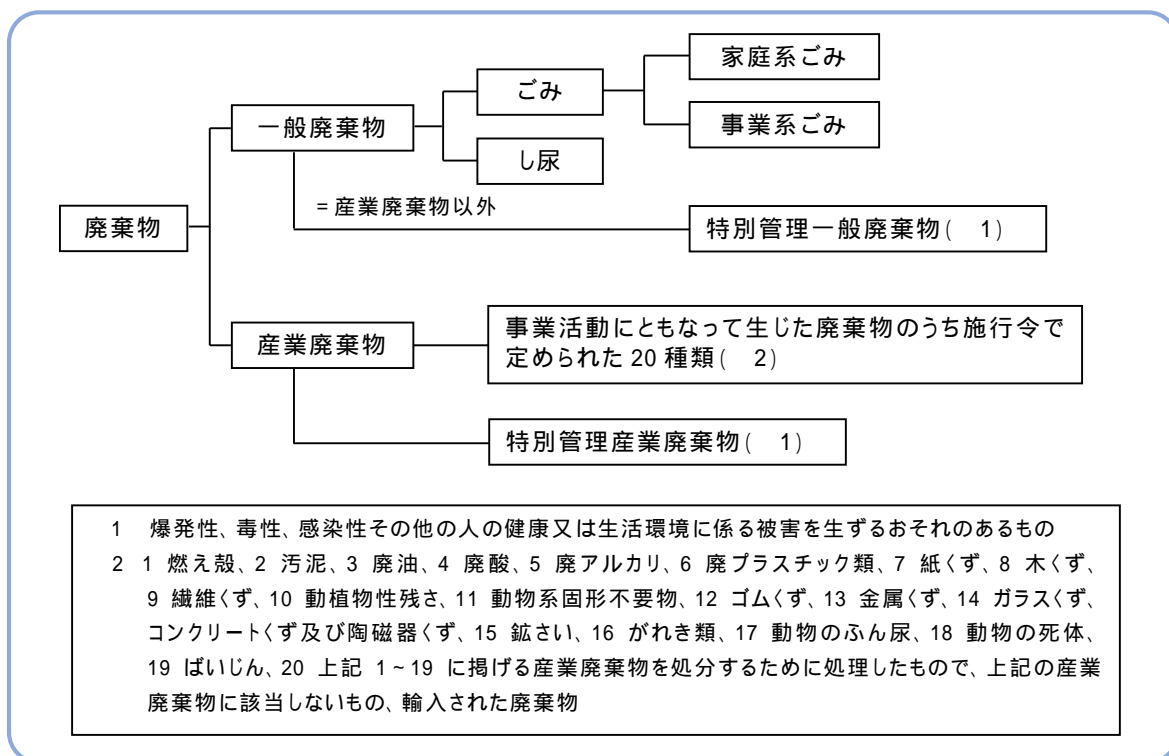
(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5か年計画とします。

1.4 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法及び同法施行令（以下「施行令」という。）に規定する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を含む。）及び産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）とします。

図1-4-1 廃棄物処理計画で対象とする廃棄物



放射性物質汚染対処特別措置法（平成24年1月施行）では、原発事故由来の放射性物質の濃度が8,000Bq/kgを超えて環境大臣の指定を受けた指定廃棄物の処理は、国が責任をもって行うこととされているため、本計画の対象とはしていません。

建設発生土（いわゆる「残土」）は、廃棄物処理法に定める「廃棄物」に該当しないため、本計画の対象としていません。建設発生土等の埋立てによる土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、県では、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（いわゆる「残土条例」）を制定し、事業者に対する適正処理の指導を行っています。

また、独自の施策を講じようとする市町村については、県条例を適用除外することができることになっており、令和元年6月時点で千葉市をはじめ22市町が県条例の適用除外となっています。